

生活環境を見つめましょう！

市内を流れる河川や池は、動物や植物にとって大切な住環境であるとともに、わたしたちに潤いや安らぎを与えてくれる重要な役割を持っています。

水環境を良好な状態に保つためには、わたしたちの暮らしから出る雑排水を浄化して流す必要があります。

合併処理浄化槽（以下「合併浄化槽」）や公共下水道で生活排水を処理し、良好な生活環境の保持にご協力ください。

○公共下水道

公共下水道は、水環境を良好に保つための施設として整備されています。

そのため、公共下水道が整備された地域で、くみ取り式トイレを利用している人は、3年以内に水洗トイレへ改造することが法律で義務付けられています。

くみ取り式トイレを利用している人は、早めに公共下水道への切り替えをお願いします。

○融資のあっせんや補助金制度

公共下水道への切り替えや合併浄化槽の設置に当たっては、融資のあっせんまたは補助金などの制度があります。

※詳細については、下水道課へお尋ねください

○浄化槽

合併浄化槽は、し尿ばかりではなく雑排水も同時に処理できるため、下水道と並ぶ水処理施設と位置付けられています。

すでに合併浄化槽を利用している人は、継続してご使用になることができます。

下水道事業 ～一世帯平均使用料と税金の補てん～

現在、本市では、一世帯当たり約 35m³排水されています。

35m³では、月額 5,407 円の使用料となりますが、実際には月額 13,370 円必要です。つまり、実際の下水道料金には 1 カ月で 7,963 円、1 年で 95,556 円の税金が投入されていることとなります。

平成 16 年度では、3 億 8 千 8 百万円ほどのお金が補てんされていますが、これからも同様に、もしくはそれ以上のお金を毎年補てんしていかなければなりません。

	月 額	年 額
国が指導している料金	13,370円	160,440円
現在の下水道料金	5,407円	64,884円
不 足 額	7,963円	95,556円

このように、下水道事業に掛かる経費は年々増加しており、事業を実施するに当たっては、徹底したコスト削減を実施していかなければなりません。

下水道事業を安定して行うためには、使用料金の見直しも視野に入れていかなければなりません。今後とも効率的な経営に努めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

下水道課 内線 291